国土交通省航空局安全部 無人航空機安全課長

無人航空機の飛行日誌の取扱いに関するガイドライン

1. 概要

航空法(以下「法」という。)第132条の89第2項及び航空法施行規則(以下「規則」という。)第236条の84の規定に基づく飛行日誌の記載方法については、「無人航空機の飛行日誌の取扱要領(令和4年12月1日制定(国空無機第236963号))」(以下「取扱要領」という。)を定めておりますところ、本ガイドラインは、飛行日誌の記載方法について、記載例等の詳細も示しながら、より具体的に解説したものです。

- 2. 飛行日誌の取扱いに係る一般的事項について
- ※以下、枠内は取扱要領の内容を引用。
 - 4. 飛行日誌の一般的事項
 - (1)飛行日誌は、基本的に本要領で定める様式1~3又はこれに相当する 様式を使用することとする。なお、記載内容が網羅されることを前提に、 記載事項で必要と思われる事項を適宜追加することができる。
 - (2) 飛行日誌は、無人航空機の機体の過去の飛行実績や点検、整備、改造の記録について時系列的に確認することができることから、無人航空機の機体毎に備え、記載するものとする。
 - (3)無人航空機の型式認証及び機体認証制度では、1つの操縦装置と1つの機体のペアで認証を行い管理されるものとなるが、1つの操縦装置で複数機を操縦する場合をあり、これらの取扱いについても機体毎に飛行日誌を備え、記載し保管することとする。この場合、日常点検記録及び点検整備記録の点検項目については、機体毎に点検項目の1つとして操縦装置があるという考え方になるが、点検項目の操縦装置の欄は飛行毎に使用する操縦装置について点検を行えばよい。なお、買い替え等による操縦装置や機体の入れ替えも考えられ、操縦装置単体での過去の記録を追う必要がある場合には、操縦装置単体で飛行日誌の管理を行ってもよい。この場合、様式1~3の記載内容を網羅したものとして独自に様式を定めて管理すること。

- (4) 飛行日誌の記載及び保管は、無人航空機が登録されている間は継続しなければならない。
- (5)無人航空機の所有者の変更、リース契約の変更等による使用者の変更 があった場合は、備え付けの飛行日誌において、飛行記録については「総 飛行時間」の情報を、また、日常点検記録及び点検整備記録については 紙媒体又は電磁的記録のいずれかの方法によりその記録を、当事者間で 確実に受け渡しすることとする。
- (6) 飛行日誌の記載は、日本語又は英語により黒色又は青色のインクを用いたボールペン等で正確に記入するものとする。なお、様式1~3に記載の内容を網羅することを前提に、電磁的な記録及び保管を行うことができる。
- (7)操縦者は無人航空機を飛行させる場合、飛行日誌を紙媒体又は電磁的 記録により常時携行し、確認事項が発生した際に参照又は提示が可能な 状態としておかなければならない。
- (8) 操縦者は飛行日誌を失い、破り、又は汚さないよう適切に管理し、また、使用者は同様に保管するものとする。
- ※ 飛行記録は操縦者個人の飛行時間の管理や経歴を示すものとして、また、 日常点検記録及び点検整備記録についても過去の点検の結果や整備・改 造の有無について時系列的に示すものとして記録面を複写し、これらを 使用することができる。
- ① 飛行日誌は、無人航空機を飛行させる者(以下「操縦者」という。)に携行していただく必要があります。ここで言う「携行」とは、無人航空機を飛行させる際、飛行場所まで操縦者が飛行日誌(紙媒体、電磁的記録のいずれも可)を持参し、その場において速やかに確認ができる状態にしておくことを意図しています。なお、操縦者が遠隔地から無人航空機を飛行させること(以下「遠隔操作」という。)も想定され、飛行場所において作業補助者等が日常点検を含む機体の準備等を行う場合は、遠隔操作を行う操縦者が携行する飛行日誌に、日常点検記録を作業補助者等又は遠隔操作を行う操縦者のいずれかが記載してください。この場合において、作業補助者等が日常点検の一部として無人航空機を飛行させた場合の飛行記録に関しても同様に、遠隔操作を行う操縦者が携行する飛行日誌に、作業補助者等又は遠隔操作を行う操縦者のいずれかが記載してください。

また、複数の操縦者により飛行を行う場合は、主たる操縦者(訓練飛行の場合は最終的に責任を持つ教官等の操縦者)が代表して飛行日誌を携行し、飛行記録及び日常点検記録を記載するものとします。

② 飛行日誌は原則として取扱要領に定める各様式(様式1~3)を用いて作

成する必要がありますが、操縦者又は無人航空機の使用者(以下「使用者」という。会社、団体等が使用者である場合もある。)自らが飛行日誌の様式を設定(日常点検記録及び点検整備記録については、機体設計者の所定様式を含む。)している場合であって、飛行日誌の各記載事項について、規則第236条の84第2項第1号から第3号までに規定する項目が網羅されているときは、それらの様式を使用しても問題ありません。

なお、クラウド環境によるデータの管理並びに専用のアプリケーションを使用した記録及び管理も可能としますが、その場合においても取扱要領に定める各様式 (様式 $1 \sim 3$) に記載すべき事項が一括して参照又は提示可能である必要があります。具体的には、これらの各様式のような形で表示又は印刷が可能であれば問題ありません。

- ③ 取扱要領及び本ガイドラインにおける「飛行時間」は、取扱要領7.(1)
 - i) に示すとおり、離陸から着陸までに要した時間(滞空時間)です。4.
 - (1)①及び取扱要領 6.(1) b)に示す「1 飛行」とは異なりますので、ご注意ください。従って、「総飛行時間」は、取扱要領 7.(1) j)に示すとおり、「飛行時間」(滞空時間)を積算したものになります。
- 3. 飛行日誌の各項目の取扱いについて

(1) 飛行記録

5. 飛行日誌の各項目に係る取扱い

飛行日誌の各項目に係る取扱いは、飛行記録、日常点検記録及び点検整備記録の各々で次の点に留意しなければならない。

- (1) 飛行記録
 - a) 操縦者が無人航空機を飛行させた都度記載することとする。
 - b) 紙媒体で飛行記録を作成・管理する場合、操縦者は無人航空機を飛行させるにあたり、直近の点検整備以降の飛行記録を携行すること。 当該期間外の記録については、使用者の責任において、必要に応じ参 照又は提示が可能な状態で適切に保管するものとする。
- ① 飛行記録は、必ずしも過去に行った全ての記録を携行する必要はありませんが、直近に実施した点検整備以降の飛行記録は携行し、それ以前の記録は必要に応じて遅滞なく参照又は提示ができるよう操縦者又は使用者が適切に保管してください。
- ② 飛行中に認められた不具合事項及びそれに対する処置等の概要について も、飛行記録の「記事」欄に記載を必要としていますが、更にその具体的な 処置(整備等)の内容は、取扱要領に定める「(様式3) 点検整備記録」に も必要事項を記載してください。

(2) 日常点検記録について

5. 飛行日誌の各項目に係る取扱い

飛行日誌の各項目に係る取扱いは、飛行記録、日常点検記録及び点検整備記録の各々で次の点に留意しなければならない。

- (2) 日常点検記録
 - a)操縦者が無人航空機を飛行させる都度記載することとする。型式認証又は型式認証未取得での機体認証(以下「型式認証等」という。)を受けたことのある無人航空機に適用する日常点検の項目は、無人航空機整備手順書に含まれる場合がある。ただし、型式認証等を受けたことのない無人航空機又は日常点検が要求されていない無人航空機については、飛行マニュアルで定める日常点検表(日常点検の項目を記載)に従い日常点検を実施し、日常点検記録にその結果を記載するものとする。
 - b) 日常点検の項目は様式2に記載するものとするが、無人航空機の設計製造者が日常点検項目を指定している場合はこれに従うものとする。また、設計製造者が指定する日常点検様式がある場合は、様式2に代えてこれを日常点検記録とすることができる。
 - c) 紙媒体で日常点検記録を作成・管理する場合、操縦者は無人航空機 を飛行させるにあたり、直近の点検整備以降の日常点検記録を携行 し、当該期間外の記録については、使用者の責任において、必要に応 じ参照又は提示が可能な状態で適切に保管するものとする。
- ① 下記イ)~ハ)に基づく日常点検記録に加え、日常点検時に認められた不 具合事項及びそれに対する処置等の概要についても「特記事項」欄に記載を 必要としていますが、更にその具体的な処置(整備等)の内容は、取扱要領 に定める「(様式3)点検整備記録」にも必要事項を記載してください。
 - イ)型式認証を受けた型式の機体の場合は、無人航空機整備手順書に基づ く日常点検項目
 - ロ)型式認証を受けていない型式の機体の場合は、機体設計者が提供する 取扱説明書やユーザーマニュアル等において設定された日常点検項目
 - ハ)上記イ)及びロ)のいずれにも該当しない自作機等の場合は、飛行マニュアル、航空局標準マニュアル等が指定する日常点検項目
- ② 日常点検記録は、必ずしも過去に行った全ての記録を携行する必要はありませんが、直近に実施した点検整備以降の日常点検記録は携行し、それ以前の記録は必要に応じて遅滞なく参照又は提示ができるよう使用者が適切に保管してください。

(3) 点検整備記録について

5. 飛行日誌の各項目に係る取扱い 飛行日誌の各項目に係る取扱いは、飛行記録、日常点検記録及び点検整 備記録の各々で次の点に留意しなければならない。

(3) 点検整備記録

- a)使用者及び当該使用者の点検整備等に係る業務を受託する無人航空機の設計製造者等が、定期的な点検整備又は改造を行った都度記載するものとする。使用者は設計製造者等が指示する点検整備等の内容以外に、無人航空機の故障等の不具合に起因する故障探求、是正処置等に関する整備作業の実施状況についても記載しなければならない。
- b) 紙媒体又は電磁的記録での作成・管理に関わらず、操縦者は無人航空機を飛行させるにあたり、全ての点検整備記録を他の記録とともに 携行する。
- c)無人航空機の設計製造者等により点検整備等が行われ、専用の様式 に点検整備の記録が記載された場合、様式3に代えてこれを点検整備 記録とすることができる。
- ① 下記イ)~ハ)に基づく点検整備記録に加え、飛行中及び日常点検時に認められた不具合対応等に係る整備等の内容についても記載が必要です。
 - イ)型式認証を受けた型式の機体の場合は、無人航空機整備手順書に基づ く点検整備項目
 - ロ)型式認証を受けていない型式の機体の場合は、機体設計者が提供する 取扱説明書やユーザーマニュアル等において設定された点検整備項目
 - ハ)上記イ)及びロ)のいずれにも該当しない自作機等の場合は、飛行マニュアル又は航空局標準マニュアルが指定する点検整備項目
- ② 機体設計者又は機体設計者の指定を受けた整備工場等(以下「機体設計者等」という。)に点検整備を委託した機体を受領する際には、機体設計者が設定した整備手順書等に基づき適切に実施されたことを使用者自らが確認し、点検整備記録を適切に保管してください。
- ③ 点検整備を委託した機体設計者等から、点検整備後の機体について、納品書、カルテ等の記録、点検整備後の健全性を証明する書類等が発行される場合は、点検、修理、改造及び整備の内容欄にそれらの書類を参照する形で記録を作成しても問題ありません。
- ④ 自作機など定期的な点検整備項目が明示されていない場合にあっては、上 記①ハ)で設定された点検整備を実施した際の記録のほか、発動機やプロペ ラなどの各構成品について個別に設定されている点検整備項目についても

実施記録を残すことを推奨します。

- 4. 飛行日誌の記載事項及び方法について
- (1) 飛行記録
 - 6. 飛行日誌の記載事項及び方法
 - (1) 飛行記録
 - a) 飛行記録は1飛行毎に記載するものとする。
 - b) 飛行記録における1飛行とは、無人航空機の電源を作動させた後に 出発地から離陸させ、目的地に着陸後、電源を停止させたときまでと する。例えば、目的地に着陸後、荷物等の積み卸しやバッテリーの交 換等のために電源を停止させた場合は1飛行とするが、電源を作動さ せた状態で更に別の地点に出発する場合や継続的に離着陸を行う場 合等は最終目的地に着陸し電源を停止させたときまでを1飛行とす る。最終目的地に着陸後、電源を停止させるまでに別の地点で継続的 な離着陸を含む着陸を行った場合は、この地点を経由地として飛行記 録に記載する。ただし、運用の状況等も考慮し柔軟に対応は可能とす るが、その場合実質的な飛行時間の把握・管理に努めた記載とするこ と。
 - c) 通報した飛行計画との整合性(厳密な所要時間の一致等) は必ずし も取る必要はなく、あくまで飛行記録には飛行の実績を記録する。た だし、通報した1つの飛行計画の中で複数回の飛行を行った場合は、 1飛行毎に飛行記録を記載する。
 - d) 飛行記録には、次の事項を記載しなければならない。なお、ア) からエ) までに掲げる各事項は無人航空機の概要として飛行記録の冒頭にまとめて記載できるものとし、飛行記録の各ページに記載する必要はない。
 - ア)無人航空機の登録記号(試験飛行機等で登録記号を受けていない場合は当該試験飛行に係る届出番号。以下同じ。)、種類及び型式(型式認証を受けた型式の無人航空機に限る)
 - イ)無人航空機の型式認証書番号(型式認証を受けた型式の無人航空 機に限る)
 - ウ)機体認証の区分及び機体認証書番号(機体認証を受けた無人航空機に限る)
 - エ)無人航空機の設計製造者及び製造番号
 - オ)無人航空機の飛行に関する次の記録
 - 飛行年月日

- ・操縦者の氏名及び無人航空機操縦者技能証明書番号(無人航空機操縦者技能証明書の交付を受けている場合に限る)
- ・飛行の目的及び経路
- ・飛行させた飛行禁止空域及び飛行の方法
- ・ 離陸場所及び離陸時刻
- ・ 着陸場所及び着陸時刻
- 飛行時間
- ・製造後の総飛行時間
- ・飛行の安全に影響のあった事項の有無及びその内容
- カ) 不具合及びその対応に関する次の記録
 - ・不具合の発生年月日及びその内容
 - ・対応を行った年月日及びその内容並びに確認を行った者の氏名
- ① 飛行記録は、原則「1飛行毎」に記載する必要があります。
 - ※「1飛行」とは、無人航空機の電源を作動させ離陸した地点を「出発地」、 着陸して電源を停止させた地点を「目的地」とし、当該地点間で行う1つ の飛行を意味しています。

なお、経由地等を含む飛行であっても、電源を停止させることなく飛行を 継続する場合は、最終目的地において電源を停止させるまでを「1飛行」と します。機体認証を受けない機体については、柔軟に対応することは可能と しますが、その場合でも、「飛行時間」の欄に正味の飛行時間(滞空時間) を記録する等、実質的な飛行時間の把握・管理に努めた記載としてください。

- ② 上記①の柔軟な対応が可能な例として、単一の飛行エリア内で同一ミッションの飛行を連続的に実施する場合であって、複数回の離着陸に伴い電源の停止及び作動を行うときについては、これを「1飛行」と取り扱い、飛行記録の記載を1行で行うことができるものとします。また、この場合の単一の飛行エリアには、道路を隔てて隣接する飛行エリアも含むものとします。
- ③ 「製造後の総飛行時間」について、「製造後」とは、機体設計者にて行う機体組立後の完成検査に係る一連の地上機能や試験飛行等までの作業が完了した出荷形態であり、使用者による飛行時間は出荷以降に累積されるという考え方の下、完成検査に係る試験飛行の時間を飛行記録の「飛行時間」及び「総飛行時間」の項目に記載する必要はありません。
- ④ 上記①の考え方も含め、取扱要領に定める「(様式1)飛行記録」の記載例(主なユースケース毎)は別添 $1-1\sim6$ を確認してください。

(2) 日常点検記録

6. 飛行日誌の記載事項及び方法

(2) 日常点検記録

- a) 日常点検記録には、次の事項を記載しなければならない。なお、次のア) に掲げる各事項は無人航空機の概要として日常点検記録の冒頭にまとめて記載できるものとし、日常点検記録の各ページに記載する必要はない。
 - ア)(1) d)のア)からエ)に掲げる事項
 - イ) 日常点検に関する次の記録
 - ・実施の年月日及び場所
 - ・実施者の氏名
 - ・点検項目ごとの日常点検の結果
 - その他特記事項
- ① 日常点検は、機体設計者が実施頻度を指定しない限り、原則「1飛行毎」 に実施する必要があります。
 - %「1飛行」の取扱いについては、4.(1)①を確認してください。
- ② 日常点検は、法第132条の85第4項第2号の許可又は法第132条の86第 5項第2号の承認を受けた飛行マニュアルに従い日常点検を実施し、その結果を取扱要領に定める「(様式2)日常点検記録」に記録してください。

(3) 点検整備記録

- 6. 飛行日誌の記載事項及び方法
- (3) 点検整備記録
 - a) 無人航空機の点検整備等を実施した者により記入するものとする。 なお、前回の点検整備等との区別を容易にするため、上下各1行を空 けて記載し、空行には「〆」を記載すること。
 - b) 点検整備記録には、次の事項を記載しなければならない。なお、次のア) に掲げる各事項は無人航空機の概要として点検整備記録の冒頭にまとめて記載できるものとし、点検整備記録の各ページに記載する必要はない。
 - ア)(1) d)のア)からエ)に掲げる事項
 - イ) 点検、修理、改造又は整備に関する次の記録
 - ・実施の年月日及び場所
 - ・実施者の氏名
 - ・点検、修理、改造及び整備の内容(部品を交換した場合にあっては、当該交換部品名を含む)
 - ・実施の理由
 - ・ 最近の機体認証後の総飛行時間

• その他特記事項

- ① 令和4年12月5日以前から飛行の実績を有する無人航空機については、 点検整備記録の1行目に以下の文言を記載し、次行に「〆」を記載してくだ さい。「令和4年12月5日付けで施行された改正航空法以降の累積飛行時 間を記録する。」
- ② 機体設計者での点検整備にて機体ボディの交換等が行われる等、新品同様の状態で納品された場合であっても、機体登録記号や製造番号の変更が生じない限り、飛行時間の累積は継続してください。

5. 飛行日誌の記載要領について

(1) 飛行記録

7. 飛行日誌の記載要領

飛行日誌の記載は、次に従って各様式(様式1~3)に記入するものとする。

(1) 飛行記録

a) 無人航空機の登録記号 法第131条の6第3項の規定に基づき、国土交通大臣により通知された無人航空機の登録記号を記入する。

b) 飛行年月日 飛行を行った年月日を西暦で記入する。

c) 飛行させた者の氏名

操縦者の氏名を記入する。無人航空機操縦者技能証明を受けている 者にあっては、氏名に加えて技能証明書番号も記入する。

d) 飛行概要

飛行目的、経由地等の経路の情報等、飛行の概要を記入する。飛行目的については、次の例にならって記入する。

例:空撮、報道取材、警備、農林水産業、測量、環境調査、設備メンテナンス、インフラ点検・保守、資材管理、輸送・宅配、自然観測、事故・災害、趣味、研究開発、その他

また、特定飛行を行った場合にあっては、対象となる飛行の形態を 次の例にならってあわせて記入する。

例:空港等周辺、地表又は水面から150m以上、人口集中地区(DID) 上空、夜間、目視外、人又は物件から30m未満、催し場所上空、 危険物輸送、物件投下の飛行

e)離陸場所

離陸した場所として、離陸地点の緯度/経度(世界測地系)又は正確

な位置が把握可能な地名・固有名称等の情報を次の例にならって記入する。

例: 地名の場合は都道府県名+市区郡名+町村名(必要に応じ丁目・番地等のより詳細な情報)を、固有名称の場合は〇〇運動場、〇〇公園、〇〇工場等の情報

f) 着陸場所

着陸した場所として、e)にならって記入する。

g)離陸時刻

離陸した時刻を日本標準時 (JST) の 24 時間制 (00:00~23:59) の 1 分単位で記入する。

h) 着陸時刻

着陸した時刻を、g)にならって記入する。日をまたいだ飛行を行った場合は、それがわかるように記入する。なお、経由地の着陸時刻の記入は必須ではない。

i) 飛行時間

離陸から着陸までに要した時間を1分単位で記入する。

i) 総飛行時間

積算飛行時間を1分単位で記入する。

k) 飛行の安全に影響のあった事項

飛行の安全に影響を及ぼした場合又は及ぼすおそれのあった場合は、その内容に加えて当該事象に係る飛行前後の機体の状況についても記入する。

1) 記事

無人航空機の飛行に係る不具合事項が発生した場合、その内容及びこれに対する処置の内容を記入する。

- ・発生年月日:不具合事項が発生した年月日を西暦で記入する。
- ・不具合事項:不具合事項の内容(概要)を記入する。
- ・処置年月日:不具合事項に対し処置を行った年月日を西暦で記入 する。
- ・処置その他:不具合事項に対し行った処置の内容(概要)を記入 する。
- ・確認者:不具合事項に対する処置の内容の確認を行った者が記名する。
- ① 「離陸場所」及び「着陸場所」は場所が特定できる記載内容となっていれば問題ありません。
- ② 「飛行時間」について、1分に満たない飛行の場合は、飛行時間が1分(0:01)

になるよう、切り上げてください。

- ③ 「総飛行時間」については、前回の「総飛行時間」に今回の「飛行時間」 を加算した時間を記載してください。また、「総飛行時間」の記録を含め、 従来から記録の一部又は全部がない場合は、新制度運用開始以降の累計を記 録することで問題ありません。この場合、取扱要領に定める「(様式1)飛 行記録」の冒頭行又は飛行記録の日誌の表紙となる面に「令和4年12月5 日の改正航空法施行に伴い総飛行時間を新たに起算。」等の一文を記載して ください。
- ④ 取扱要領に定める「(様式1)飛行記録」の記載例(主なユースケース毎) は別添 $1-1\sim6$ を確認してください。

(2) 日常点検記録

7. 飛行日誌の記載要領

飛行日誌の記載は、次に従って各様式(様式1~3)に記入するものとする。

- (2) 日常点検記録
 - a) 無人航空機の登録記号 法第131条の6第3項の規定に基づき、国土交通大臣により通知された無人航空機の登録記号を記入する。
 - b) 点検結果 日常点検表の各項目を実施し、それぞれの結果欄に「正常」又は「異常」等の文言で記入する。
 - c) 備考

日常点検に関しての補足事項を記入する。

d)特記事項

日常点検において発見した不具合事項等を記入する。また、飛行後 点検を行った場合は、「飛行後点検:異常なし」等の結果も記入する こととし、不具合等が認められた場合は、不具合箇所、事象等の内容 も記入する。なお、日常点検で発見した不具合等及び是正に係る整備 処置等の実施記録ついては、点検整備記録に適切に記入しなければな らない。

- e) 実施場所 日常点検を行った場所を記入する。
- f) 実施年月日 日常点検を実施した年月日を西暦で記入する。
- g) 実施者

日常点検を実施した者が記名する。

① 取扱要領に定める「(様式2)日常点検記録」の記載例は別添2-1、3 -1及び4-1を確認してください。

(3) 点檢整備記録

7. 飛行日誌の記載要領

飛行日誌の記載は、次に従って各様式(様式 $1\sim3$)に記入するものとする。

(3) 点検整備記録

る。

- a) 無人航空機の登録記号 法第131条の6第3項の規定に基づき、国土交通大臣により通知された無人航空機の登録記号を記入する。
- b) 実施年月日 作業を開始した年月日を西暦で記入する。
- c)最近の機体認証後の総飛行時間 前回の機体認証に係る検査を受検するにあたり実施した点検整備 以降の総飛行時間を記入する。機体認証を受けていない無人航空機 は、点検整備作業を実施した時点での総飛行時間を記入するものとす

d) 点検、修理、改造及び整備の内容 次の実施した内容を記入する。

- ・装備品等の交換記録(交換された部品名、部位等)
- ・定期点検の実施記録
- ・空撮用カメラ、薬剤散布装置等の取付け・取卸し記録
- ・その他点検整備等の記録
- e) 実施理由

点検整備等を行った理由を記入する。

- f) 実施場所 点検整備等を行った場所を記入する。
- g) 実施者 点検整備等を実施した者が記名する。
- h) その他特記事項 次回予定している直近の点検整備等の実施期限に関しての補足事 項を記入する。
- ① 取扱要領に定める「(様式3) 点検整備記録」の「備考」欄への記載は自由記述となりますが、飛行マニュアル等で設定した点検整備の間隔毎に確実

な点検整備を実施するために、取扱要領7. (3) h) に示す次回予定している点検整備等の時期などの参考情報を記載することを運用例として取扱要領に挙げています。

② 取扱要領に定める「(様式3) 点検整備記録」の記載例は別添2-2、3 -2及び4-2を確認してください。

無人航空機の登録記号 REGISTRATION ID OF UAS

JUXXXXXXXXX

無人航空機の飛行記録 JOURNEY LOG OF UAS

【記載例】遠隔操作を行う運用の場合(送電線点検)

(NR. 1)

年 F FL I		飛行させた者 の氏名 NAME OF PILOT		飛行概要 NATURE OF FLIGHT	離陸場所 FROM	着陸場所 T0	離陸時 刻 OFF TIME	着陸時 刻 ON TIME	飛行時間 FLIGHT TIME	総飛行時間 TOTAL FLIGHT TIME	のあ MATTER	安全は影響 った事項 S AFECTED HT SAFETY
		2022年12月5日の改正航空法施行に伴 1.12 現場 太郎 ^{飛行前点検}						50:00	海 来旦(/	ページ)を記載する。		
2022.	.12.12			検 ▲	〇〇県〇〇市〇〇 区画送電線西	〇〇県〇〇市〇(区画送電線西	11:00	11:03	0:03	50:03	通し留ちい	へ ファを記載する。
2022.	.12.12	遠隔 一郎	送電線点 行)	1	〇〇県〇〇市〇〇 区画送電線西	〇〇県〇〇市〇 区画送電線西	⁰ 11:10	11:20	0:10	50:13		
2022.	.12.12	遠隔 一郎	送電線点 行)	検(人又は物件30m未満、目視外飛	〇〇県〇〇市〇〇 区画送電線北	〇〇県〇〇市〇 区画送電線北	^O 11:25	11:30	0:05	50:18	プロペラの回転 を中止	数低下により飛行
		:		:	:	:	:	:				
		なお、飛行日誌(飛行記録)の携行の観点では、主たる飛行を行う操縦者(この場合は遠隔操縦を行う者)が携行し、現場の操縦者に代わって飛行記録を記載することができる				②従来 ③総飛	<mark>からの記録の</mark> 行時間の記録	の総飛行 ほ 録を含め、	情間を様式1に 従来からの記	ま同じ場合で、様 転記し新たに記 録の一部又は全i 総飛行時間は0:	<mark>成を開始する場</mark> 部がない場合で	
記	発生年 SQUAWK	F月日 (DATE		不具合事項 FLIGHT SQUAWK		処置年月日 ACTION DATE			処置そ(確認者
事 REP		22.12.12 プロペラの回転数低下										現場 太郎
O R T									た場合、(様ま 要事項の記載	式3)点検整備 載が必要。		

Т

無人航空機の飛行記録 【記載例】設備点検、3Dデータ取得等飛行継続型の場合 無人航空機の登録記号 JUXXXXXXXXX REGISTRATION ID OF UAS JOURNEY LOG OF UAS (NR._ 1 飛行の安全は影響 離陸時│着陸時 飛行 飛行させた者 飛行概要 飛行時間 総飛行時間 年月日 の氏名 のあった事項 離陸場所 着陸場所 刻 刻 NATURE OF FLIGHT TOTAL MATTERS AFFECTED NAME OF 0FF FLIGHT FROM Τ0 ON TIME FLIGHT TIME FLIGHT FLIGHT/SAFETY DATE PII OT TIME TIME 2022年12月5日の改正航空法施行に伴い従前の総飛行時間を転記 50:00 通し番号(ページ)を記載する。 石油タンク3Dデータ取得(DID上空、人又は物 (株)〇〇 (株)〇〇 継続 1:00 10:00 11:30 一郎 51:00 2022.12.12 〇〇事業所A区画 〇〇事業所A区画 **#30m未満**) 石油タンク3Dデータ取得(DID上空、人又は物 (株)〇〇 (株)00 飛行中の急激な気象状況の変化 継続 一郎 14:00 2022.12.12 13:00 0:50 51:50 〇〇事業所B区画 (降雨) により飛行を中止 \$30m未満) 〇〇事業所B区画 ミッション達成の間に行ったバッテリー交換のための電源 停止に関しては、1飛行として飛行を継続し飛行記録の記 載を1行で行えるものとする(但し、単一の飛行エリア内で 同一ミッションの飛行を連続的に行う場合等に限る)。この 場合、最初の離陸時刻と最後の着陸時刻を記載の上、正 味の飛行時間を記載し、総飛行時間を積算する。これらは、 機体認証を受けない機体の場合に限る。 ①様式1の項目が従来から使用のものとほぼ同じ場合で、様式1に記載を継続する場合 ②従来からの記録の総飛行時間を様式1に転記し新たに記載を開始する場合 ③総飛行時間の記録を含め、従来からの記録の一部又は全部がない場合で、様式1に総飛 行時間を新たに起算し記載を開始する場合(総飛行時間は0:00スタート) 不具合事項 処置その他 発生年月日 確認者 処置年月日 記 SQUAWK DATE ACTION DATE FLIGHT SQUAWK CORRECTIVE ACTION CONFIRMER 事 R Ε Р 0 R

Т

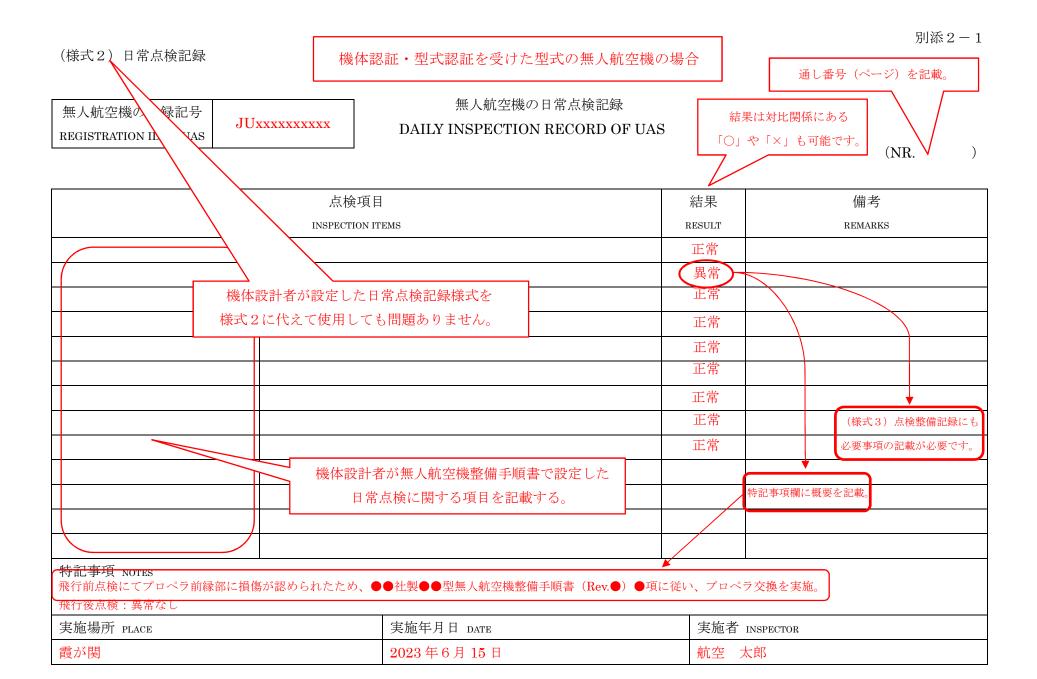
無人航空機の飛行記録 【記載例】レンタル事業者の場合 無人航空機の登録記号 JUXXXXXXXXX (NR. 1 REGISTRATION ID OF UAS JOURNEY LOG OF UAS 飛行の安全は影響 離陸時│着陸時 飛行 飛行させた者 飛行概要 飛行時間 総飛行時間 のあった事項 年月日 の氏名 離陸場所 着陸場所 刻 刻 NATURE OF FLIGHT TOTAL MATTERS AFFECTED NAME OF 0FF FLIGHT FROM Τ0 ON FLIGHT TIME FLIGHT TIME FLIGHT/SAFETY DATE PII OT TIME TIME 2022年12月5日の改正航空法施行に伴い総飛行時間を新たに起算 通し番号(ページ)を記載する。 (株)〇〇本社 (株)〇〇本社 1:00 11:03 貸田 太郎 レンタル間点検 0:03 0:03 2022.12.9 屋内 屋内 〇〇県〇〇市 〇〇県〇〇市 借田 一郎 10.00 10:13 2022.12.12 眺望撮影(DID上空での飛行) 0:13 0:16 〇〇公園 〇〇公園 〇〇県〇〇市 〇〇県〇〇市 借田 10:20 10:30 2022.12.12 一郎 0:10 0:26 眺望撮影(DID上空での飛行) 〇〇公園 〇〇公園 〇〇県〇〇市 〇〇県〇〇市 10:35 10:45 借田 一郎 0:10 0:36 2022.12.12 眺望撮影(DID上空での飛行) 〇〇公園 〇〇公園 〇〇県〇〇市 〇〇県〇〇市 借田 13:10 一郎 2022.12.12 眺望撮影(DID上空での飛行) 13:00 0:10 0:46 〇〇公園 〇〇公園 〇〇県〇〇市〇〇四 〇〇県〇〇市〇〇町 20:03 借田 20:00 2022.12.12 一郎 0:03 0:49 眺望撮影(DID上空での夜間飛行) 〇〇県〇〇市〇〇町 〇〇県〇〇市〇〇四 飛行中の左舷衝突防止灯の不点灯 借田 20:10 一郎 20:15 0:05 0:54 2022.12.12 眺望撮影(DID上空での夜間飛行) こより飛行を中止 1 - 11 - 1(株)〇〇本社 (株)〇〇本社 貸田 太郎 11:03 2022.12.15 レンタル間点検 11:00 0:030:57 屋内 屋内 NXX度XX分XX秒 NXX度XX分XX秒 2022.12.20 借田 二郎 9:15 9:25 0:10 1:07 眺望撮影 (空港等周辺での飛行) EXXX度XX分XX秒 EXXX度XX分XX秒 NXX度XX分XX秒 NXX度XX分XX秒 二郎 借田 9:30 9:35 :05 1:12 2022.12.20 眺望撮影(空港等周辺での飛行) EXXX度XX分XX秒 EXXX度XX分XX秒 ①様式1の項目が従来から使用のものとほぼ同じ場合で、様式1に記載を継続する場合 ②従来からの記録の総飛行時間を様式1に転記し新たに記載を開始する場合 ③総飛行時間の記録を含め、従来からの記録の一部又は全部がない場合で、様式1に総飛 行時間を新たに起算し記載を開始する場合(総飛行時間は0:00スタート) 不具合事項 処置その他 発生年月日 処置年月日 確認者 記 SQUAWK DATE ACTION DATE FLIGHT SQUAWK CORRECTIVE ACTION CONFIRMER 事 2022.12.12 飛行中の左舷衝突防止灯の不点灯 LED灯の交換により正常点灯を確認 2022.12.15 貸田 太郎 R Ε Р 処置を行った場合、(様式3)点検整備 0 記録にも必要事項の記載が必要。 R

Т

無人航空機の飛行記録 【記載例】監督者の下に行う訓練飛行の場合 無人航空機の登録記号 JUXXXXXXXXX REGISTRATION ID OF UAS JOURNEY LOG OF UAS (NR. 1 飛行の安全は影響 離陸時│着陸時 飛行 飛行させた者 飛行概要 飛行時間 総飛行時間 着陸場所 年月日 の氏名 のあった事項 離陸場所 刻 刻 NATURE OF FLIGHT TOTAL MATTERS AFFECTED NAME OF 0FF FLIGHT FROM Τ0 ON TIME FLIGHT TIME FLIGHT FLIGHT/SAFETY DATE PII OT TIME TIME 2022年12月5日の改正航空法施行に伴い従前の総飛行時間を転記 50:00 通し番号(ページ)を記載する。 飛行マニュアルに基づく操縦練習(ホバリング、前後 (株)〇〇本社 (株)〇〇本社 訓練 00 11:03 一郎 0:03 50:03 2022.12.12 左右移動) 運動場 運動場 訓練 一郎 (株)〇〇本社 (株)〇〇本社 11:20 2022.12.12 飛行マニュアルに基づく操縦練習(8の字飛行) 0:10 50:13 監督 太郎 (監督者) 運動場 運動場 (株)〇〇本社 訓練 一郎 (株)〇〇本社 20:00 20:15 2022.12.12 0:1550:28 飛行マニュアルに基づく操縦練習(夜間飛行) 監督 太郎 (監督者) 運動場 運動場 (株)〇〇本社 プロペラの回転数低下により飛行 (株)〇〇本社 11:25 11:28 0:0350:31 2022.12.13 飛行マニュアルに基づく操縦練習(8の字飛行) 監督 太郎 (監督者)人 運動場 運動場 飛行させた者の氏名欄に監督者の氏名を併記する。 ①様式1の項目が従来から使用のものとほぼ同じ場合で、様式1に記載を継続する場合 ②従来からの記録の総飛行時間を様式1に転記し新たに記載を開始する場合 ③総飛行時間の記録を含め、従来からの記録の一部又は全部がない場合で、様式1に総飛 行時間を新たに起算し記載を開始する場合(総飛行時間は0:00スタート) 不具合事項 処置その他 発生年月日 処置年月日 確認者 記 SQUAWK DATE ACTION DATE FLIGHT SQUAWK CORRECTIVE ACTION CONFIRMER 事 2022.12.12 プロペラの回転数低下 2022.12.12 プロペラを取り外しクリーニングを行いプロペラの正常回転を確認 監督 太郎 R Ε Р 処置を行った場合、(様式3)点検整備 0 記録にも必要事項の記載が必要。 R

	無人航空機の登録記号 REGISTRATION ID OF UAS		JUXXXXXXXXX		航空機のデ NEY LOG			【記載例】農薬等空中散布の飛行の場合 (NR. 1)			
	飛行 年月日 FLIGHT DATE	飛行させた者 の氏名 NAME OF PILOT	飛行概要 NATURE OF FLIGHT	離陸場所 FROM	着陸場所 T0	離陸時 刻 OFF TIME	着陸時 刻 ON TIME	飛行時間 FLIGHT TIME	総飛行時間 TOTAL FLIGHT TIME	のあっ MATTERS	安全ル影響 った事項 AFFECTED SAFETY
		2	022年12月5日の改正航空法施行に	半い総飛行時間	を新たに起算	• •				爲 釆旦(♂	ージ)を記載する。
:	2023.7.10	散布 一郎	農薬散布 (DID上空、危険物輸送、物件投下の 飛行)	〇〇県〇〇市〇〇 町〇〇氏水田	〇〇県〇〇市〇〇 町〇〇氏水田	7:00	8:00	0:30	0:30	通し番号(へ	一ク)を記載する。
	2023.7.10	散布 一郎	農薬散布 (DID上空、危険物輸送、物件投下の 飛行)	〇〇県〇〇市〇〇 町〇〇氏水田	〇〇県〇〇市〇〇 町〇〇氏水田	8:30	9:30	0:30	1:00	プロペラの回転3を中止	数低下により飛行
	:	:	:			:	:				
					②従来か <mark>③総飛行</mark>	らの記録の 時間の記	D総飛行時 録を含め、	停止に関 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	しては、1飛行としては、1飛行としては、1飛行としてする。で行えるものとする。この場合、最の上、正味の飛行。これらは、機体はい合う圃場が道路が	たバッテリー交換して飛行を継続しる(但し、隣接行を 場別の飛行を 最初の離時記載を 最初の間を受けない。 最初の間を受けない。 最初本隔でたもので は、 は、 ない場合で、 はのスタート)	飛行記録の記 るエリア※も含め 連続的に行う ・遺後の着陸時 総飛行時間を 後体の場合に限 でも隣接するエ
	発生 ⁴ SQUAW	年月日 K DATE	不具合事項 FI IGHT SQUAWK		処置年月日 ACTION DATE			処置その CORRECTIVE			確認者 CONFIRMER
	事 2023	2023.7.10 プロペラの回転数低下			2023.7.10 プロペラを取り外しクリーニングを行いプロペラの正常回転を					常回転を確認	散布 一郎
	R E P O R T						た場合、(様式要事項の記載	t3)点検整備 ばが必要。			

無人航空機の飛行記録 【記載例】ラジコン、ドローンレース等趣味目的の飛行の場合 無人航空機の登録記号 JUXXXXXXXXX REGISTRATION ID OF UAS JOURNEY LOG OF UAS (NR. 1 飛行の安全は影響 離陸時│着陸時 飛行 飛行させた者 飛行概要 飛行時間 総飛行時間 年月日 のあった事項 の氏名 離陸場所 着陸場所 刻 刻 NATURE OF FLIGHT TOTAL MATTERS AFFECTED NAME OF 0FF FLIGHT FROM Τ0 ON TIME FLIGHT TIME FLIGHT FLIGHT/SAFETY DATE PII OT TIME TIME 2022年12月5日の改正航空法施行に伴い総飛行時間を新たに起算 通し番号(ページ)を記載する。 〇〇県〇〇市〇〇町 〇〇県〇〇市〇〇町 10:00 0:30 🔪 趣味 一郎 練習(150m上空での飛行) 15:00 0:30 2022.12.10 〇〇川河川敷 〇〇川河川敷 〇〇県〇〇市〇〇町 〇〇県〇〇市〇〇四 ブロペラの回転数低下により飛行 趣味 一郎 15:00 2022.12.11 競技(150m上空での飛行) 10:00 0:15 0:45 〇〇川河川敷 を中止 〇〇川河川敷 飛行間に行ったバッテリー交換のための電源停止に関して は、1飛行として飛行を継続し飛行記録の記載を1行で行 えるものとする(但し、単一の飛行エリア内で同一の飛行内 容(「飛行概要」欄に記載)を連続的に行う場合等に限る)。 この場合、最初の離陸時刻と最後の着陸時刻を記載の上、 正味の飛行時間を記載し、総飛行時間を積算する。これら は、機体認証を受けない機体の場合に限る。 ①様式1の項目が従来から使用のものとほぼ同じ場合で、様式1に記載を継続する場合 ②従来からの記録の総飛行時間を様式1に転記し新たに記載を開始する場合 ③総飛行時間の記録を含め、従来からの記録の一部又は全部がない場合で、様式1に総飛 行時間を新たに起算し記載を開始する場合(総飛行時間は0:00スタート) 不具合事項 処置その他 発生年月日 処置年月日 確認者 記 ACTION DATE SQUAWK DATE FLIGHT SQUAWK CORRECTIVE ACTION CONFIRMER 事 2022.12.11 プロペラの回転数低下 プロペラを取り外しクリーニングを行いプロペラの正常回転を確認 2022.12.11 趣味 一郎 R Ε Р 処置を行った場合、(様式3)点検整備 0 記録にも必要事項の記載が必要。 R Т



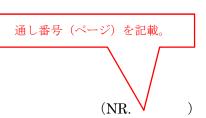
機体認証・型式認証を受けた型式の無人航空機の場合

無人航空機の登録記号 REGISTRATION ID OF UAS

JUxxxxxxxxx

無人航空機の点検整備記録

INSPECTION AND MAINTENANCE RECORD OF UAS



実施年月日	総飛行時間※	点検、修理、改造及び整備の内容	実施理由	実施場所	実施者	備考
DATE	TOTAL FLIGHT TIME	DETAIL	REASON	PLACE	ENGINEER	REMARKS
2023年6月15日	10時間15分	●●●社製●●●型無人航空機整備手順書 (Rev.●) ●項に従いプロペラ交換を実施	プロペラの損傷	霞が関	航空 太郎	
2023年11月20日	19時間30分	●●◆社製●●●型無人航空機整備手順書(Rev.●) ●項に従い●●の 20 時間毎の定期交換を実施	整備手順書●項の交換指示による	自 宅	航空 太郎	
2024年2月11日	20時間 45分	●●●社製●●●型無人航空機整備手順書(Rev.●) ●項に基づく定例整備(1年) 作業項目については納品書番号 No.xxxxxx を参照	整備手順書●項の指示による	●●社整備事業所	電磁 太郎	
			ーカーにて実施した定例整備の全ての作			
			は、定例整備後の機体受領時に添付された 記載されている場合は、「点検、整備、改造			
		納品書	 書等が参照できるように記載してください	•		

[※]前回の機体認証を受検するにあたり実施した点検整備以降の総飛行時間を記入する。機体認証を受けていない無人航空機は、点検整備作業を実施した時点での総飛行時間を記入するものとする。

特記事項 NOTES

飛行前点検にてプロペラ前縁部に損傷が認められたため、取扱説明書(ユーザーマニュアルの名称等)(Rev.●)●項に従い、プロペラ交換を実施。

飛行後点検:異常なし

実施場所 PLACE	実施年月日 DATE	実施者 INSPECTOR
霞が関	2023年6月15日	航空 太郎

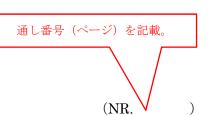
認証を受けていない型式の無人航空機の場合

無人航空機の登録記号 REGISTRATION ID OF UAS

JUxxxxxxxxx

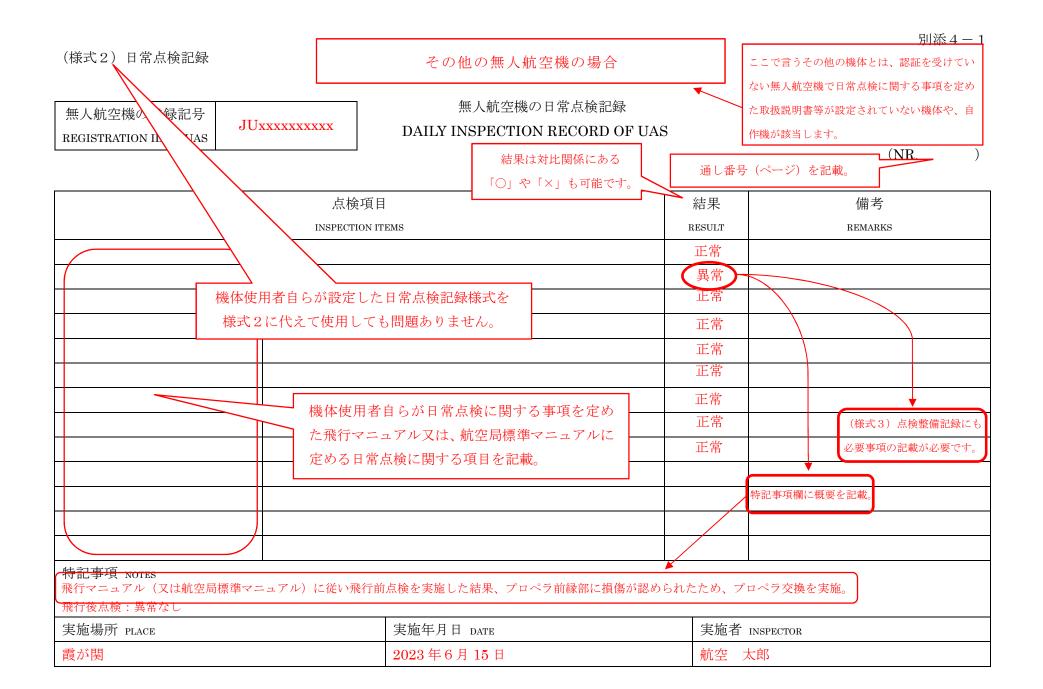
無人航空機の点検整備記録

INSPECTION AND MAINTENANCE RECORD OF UAS



実施年月日	総飛行時間※	点検、修理、改造及び整備の	内容	実施理由	実施場所	実施者	備考
DATE	TOTAL FLIGHT TIME	DETAIL		REASON	PLACE	ENGINEER	REMARKS
2023年6月15日	10時間15分	取扱説明書 (ユーザーマニュアルの名称等) (R ●項に従いプロペラ交換を実施	dev.●)	プロペラの損傷	霞が関	航空 太郎	
2023年11月20日	19時間30分	取扱説明書(ユーザーマニュアルの名称等)(R ●項に従い●●の20時間毎の定期交換を実施	dev.●)	取扱説明書 (ユーザーマニュアルの名称 等) の交換指示による	自宅	航空 太郎	
2024年2月11日	20時間 45分	取扱説明書 (ユーザーマニュアルの名称等) (F ●項に基づく定例整備 (1年) 作業項目については納品書番号 No.xxxxxx を参		取扱説明書 (ユーザーマニュアルの名称等) の指示による	●●社整備事業所	電磁 太郎	
				-カーにて実施した定例整備の全ての作			
				定例整備後の機体受領時に添付された 成されている場合は、「点検、整備、改造			
			納品書等	。 穿が参照できるように記載してください			

[※]前回の機体認証を受検するにあたり実施した点検整備以降の総<mark>飛行時間を記入する。機体認証を受けていない無人航空機は、</mark>点検整備作業を実施した時点での総飛行時間を記入するものとする。



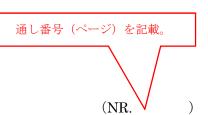
その他の無人航空機の場合

無人航空機の登録記号 REGISTRATION ID OF UAS

JUxxxxxxxxx

無人航空機の点検整備記録

INSPECTION AND MAINTENANCE RECORD OF UAS



実施年月日	総飛行時間※	点検、修理、改造及び整備の内容	実施理由	実施場所	実施者	備考
DATE	TOTAL FLIGHT TIME	DETAIL	REASON	PLACE	ENGINEER	REMARKS
2023年6月15日	10時間15分	プロペラ交換を実施	プロペラの損傷	霞が関	航空 太郎	
2023年11月20日	19時間30分	20 時間毎の定期交換を実施	飛行マニュアル (又は航空局標準マニュアル) の指示による	自宅	航空 太郎	

[※]前回の機体認証を受検するにあたり実施した点検整備以降の総飛行時間を記入する。機体認証を受けていない無人航空機は、点検整備作業を実施した時点での総飛行時間を記入するものとする。